



2019年10月1日から

小規模な 飲食店にも消火器が 必要となりました！！



新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて消防法施行令の一部が改正され、火を扱う小規模な飲食店にも消火器の設置が義務付けられました

改正前

飲食店は延べ面積150㎡
から消火器具の設置が必要



改正後

原則として飲食店は延
べ面積に関わらず消火
器具の設置が必要

対象となる飲食店

**飲食業として、提供する飲食物の調理の為に使用するガスコンロ、
ガスレンジなど火を使用する設備・器具が設けられている店舗が対象です！**

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の対象となりません

- ① 電子レンジやIHコンロなどの電磁調理器
- ② 調理油過熱防止装置（通称 Siセンサー）
- ③ フード用自動消火設備（ダクト用自動消火設備を除く）がついているもの
- ④ 圧力感知安全装置がついているもの



※**業務用消火器**を設置してください。

対象となる飲食店の場合は
防火対象物使用開始届出書の提出が必要となります。

ご不明な点がございましたら、お近くの消防署にお問い合わせください。

お 問 合 わ せ 先

● 佐賀消防署	☎0952-30-0111（代表）	● 多久消防署	☎0952-75-2191（代表）
● 南部消防署	☎0952-45-6442（代表）	● 北部消防署	☎0952-62-3442（代表）
● 小城消防署	☎0952-66-1541（代表）	● 神埼消防署	☎0952-52-3291（代表）
● 佐賀広域消防局予防課	☎0952-33-6765	佐賀広域消防局 検索	